

第 1 章

FP と倫理・関連法規

第1節 ファイナンシャル・プランニングと倫理

現在、「FP業法」といったファイナンシャル・プランニング業務を規定する法令は存在しないが、顧客から信頼を得て業務を遂行するためには、個々のFPに高い職業倫理が要求される。

FPに必要とされる職業倫理には、以下のようなものがある。

1 顧客利益の優先

FPがプランニングにあたって最優先すべきは顧客の利益であり、決してFP自身の利益や第三者の利益を優先してはならない。例えば、生命保険の販売資格を有するFPが、自らが取り扱っている生命保険商品を販売して手数料収入を得たいがために、顧客の利益を無視してプランニングを行い、その生命保険商品の販売を行うような行為は厳に慎まなければならない。この「顧客の利益」には、顧客が最も好ましいと考える、あるいは顧客のニーズに適合した、実行しやすいプランであることも含まれており、逆に顧客にとってデメリットになることの理解も含まれている。

プランニングの主体はあくまでも顧客である。FPが提案した内容が顧客の希望と合致しなかった場合、その提案内容が最善であったとしても、無理にその実現を押し通すのではなく、顧客と十分に話し合い、それでも受け入れられなければ潔く撤回すべきである。

2 守秘義務の遵守

FPは、職務上知り得た顧客に関する個人情報を、顧客の承諾（同意）なく、第三者に漏らしてはならない。FPは、顧客の収入、支出、資産、負債、家族構成など、おのずと顧客のプライバシーに関わる情報を知りうる立場にある。FP業務は顧客との信頼関係のうえで成立するものである。顧客に関する情報が顧客の意に反して漏れた場合は、そのFPと顧客との関係が破綻するばかりでなく、損害賠償責任を負うことになる場合もあり、何よりもFP全体に対する信頼の失墜につながるようになるため、職務遂行上、十分に留意しなければならない。

例えば、相談に際して顧客から提示された資料は、必ず顧客に返却するとともに、写しをとる場合はあらかじめ顧客の同意を得ることが必要である。さらに、FPが弁護士や税理士など他の専門家と協業する場合に、その情報を顧客の同意を得ることなく提供するようなことがあってはならない。

近年、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）や個人番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）などの施行も相俟って、個人情報の提供・管理に関する世間の関心は非常に高いものがある。各種法律で求められている個人情報の適正な取扱いを遵守することはもちろんのこと、顧客に関する情報の取得や利用については日常的に細心の注意を払う姿勢こそが、顧客からの信頼の獲得につながることを肝に銘じるべきである。

3 顧客に対する説明義務（アカウンタビリティ）

FPには、プランニングや商品の販売にあたって、顧客が適切な情報に基づいて意思決定できるよう、顧客に対し、わかりやすく丁寧な説明が不可欠である。

顧客の理解力は、その知識や経験、属性や年齢によって十人十色であり、同じことを同じ言い回しで伝えたとしても、理解できる顧客もいればまったく理解できない顧客もいる。FPは、顧客の意向を把握し、その意向に沿ったプランを提案するにあたって、顧客の理解度を適宜確認しながら、必要な方法および適切な程度による十分な情報提供や説明を行い、決定権者である顧客の納得が得られるように努めなければならない。また、提案する内容について、リターンやメリットといったプラス面だけを強調するのではなく、リスクやデメリットといったマイナス面もつまびらかにすることが、顧客の適切な意思決定のためには大切なことである。

4 コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底も、FPにとっては必須である。コンプライアンスの徹底とは、各種法令を遵守することだけにとどまらず、社会的規範や高い倫理観に基づき、良識を持って誠実に行動することである。

各種法令の遵守でいえば、FPが扱う分野は社会保険、生命保険・損害保険、金融資産、不動産、税金と多岐にわたり、それらの分野では弁護士、税理士、不動産鑑定士のように、有資格者以外が携わることが禁じられている業務を独占的に行うことができる資格が定められている場合がある。FPは、プランニングにあたって、それらの専門家の領域を侵し、弁護士法や税理士法などの各種法令に抵触することがないようにしなければならない。

また、注意すべき法令として、著作権法が挙げられる。デジタル技術や情報通信技術が目覚ましい発展を遂げ、インターネットを通じて誰もが容易に情報を入手することができる時代であるが、入手可能と使用可能は同一ではない。FPが、提案書やセミナーのレジュメといった資料の作成にあたって、インターネットを通じて得た情報を安易に使用し、著作権を侵害すると、その著作権侵害行為に対して損害賠償請求を受ける可能性がある。法令、条例、通達、判決などは著作権がないことから、自由に引用することができるが、FPは入手した情報の使用について、著作権を侵害することのないよう十分に気を付けながら業務を遂行する必要がある。

5 能力の啓発

FPが扱う分野は幅広く、顧客のニーズもさまざまであるため、FP業務上必要とされる知識、スキルは広範にわたる。しかも、グローバル化に伴って大きな社会・経済変動が生じている昨今においては、法令や各種商品知識の取得、継続的な更新が不可欠である。万一、陳腐化した知識に基づいたプランニングを行えば、まったく無意味なものになる可能性があるばかりか、誤情報を提供した結果、顧客に損害を与えてしまうおそれもある。

したがって、FPは、専門知識、技能に関して自己啓発を怠ってはならない。

第2節 ファイナンシャル・プランニングと関連法規

国家資格には、弁護士や税理士などのように、有資格者以外が携わることを禁じられている業務を独占的に行うことができる資格がある。これを業務独占資格という。FPは、プランニングにあたって、業務独占資格を有する者が行うべき業務が必要になる場合があるが、その際には、業務独占資格を定めている各種法令に抵触することがないように注意しなければならない。そのため、常日頃から業務独占資格を有する専門家とのネットワークの構築に励み、顧客のニーズを満たすため、顧客と専門家をつなぐパイプ役となることも、FPに求められる役割の1つである。

なお、国家資格であるファイナンシャル・プランニング技能士は、有資格者以外はその名称を名乗ることを認められていない資格であり、名称独占資格と呼ばれる。

1 社会保険労務士法

社会保険労務士法によれば、社会保険労務士または社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ、報酬を得て、労働社会保険諸法令^(注)に基づく行政機関等に提出する申請書等の作成、その提出に関する手続の代行、申請等の代理、帳簿書類の作成などを業として行ってはならないとされ、これに違反した場合は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する罰則規定が定められている。

(注) 労働社会保険諸法令とは、労働・社会保障関連の法律の総称であり、労働基準法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、中小企業退職金共済法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、健康保険法、厚生年金保険法、国民健康保険法、国民年金法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法など、その数は50を超える。

したがって、社会保険労務士の資格を有していない者は、顧客から求められたとしても、年金の裁定請求書の作成や請求手続の代行・代理はすることができない。

なお、労働社会保険関連のアドバイスや年金額の試算などは、社会保険労務士の独占業務とはされていない。

2 保険業法

FPがプランニングを作成・立案する際、生命保険や損害保険といった保険商品を組み入れて提案・実行する場面は多い。

保険業法によれば、保険募集（保険契約の締結の代理や媒介）を行うためには、保険募集人として登録を受けなければならないとされ、これに違反した場合は、1年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する罰則規定が定められている。保険募集人には生命保険募集人、損害保険募集人、少額短期保険募集人があり、取り扱う保険によって異なる資格が必要となる。

なお、保険業法では、保険の募集・勧誘に際して、告知義務違反を勧める行為、不利益事実を告げずにする乗換行為、特別利益を提供する行為、誤解を生じさせるおそれのある比較行為など、保険契約者や被保険者の保護に欠けるおそれのあるさまざまな行為が禁止されている。また、投資性の強い保険（特定保険契約）を販売・勧誘する場合は、不招請勧誘や再勧誘の禁止など、金融商品取引法と同様の規制を受ける。

3 金融商品取引法

FPのプランニングのうち、金融資産の運用設計、とりわけ有価証券を用いた資産のプランニングを行う際には、投資助言・代理業、投資運用業との境界を意識する必要がある。

金融商品取引法によれば、金融商品取引業者として登録を受けずに投資助言・代理業や投資運用業を行うことを禁じており、これに違反した場合は、5年以下の拘禁刑もしくは500万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する罰則規定が定められている。

投資助言・代理業とは、金融商品取引業のうち、次のいずれかを業として行うことをいう。

- (1) 有価証券の価値、対価の額、指標の動向や金融商品の価値等の分析に基づく投資判断（投資対象となる有価証券の種類、銘柄、数および価格ならびに売買の別、方法および時期についての判断）に関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍など、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対して報酬を支払うことを約する投資顧問契約を締結し、当該契約に基づき、助言を行うこと。
- (2) 投資顧問契約または投資一任契約の締結の代理または媒介を行うこと。

例えば、FPが、顧客から有価証券投資について相談を受けて助言を行った場合、その助言が「有価証券の経済的価値を分析した結果、それを前提としてなされた顧客の判断に関する助言」と評価され、金融商品取引法違反とみなされる可能性がある。したがって、FPは、特定の銘柄に関する価格の動向や投資のタイミングといった個別具体的なアドバイスは避け、顧客自らが行う投資判断の材料となる景気動向や企業業績などの情報提供にとどめておくべきである。

なお、投資助言・代理業と同様に、金融商品取引業者としての登録が必要となる投資運用業は、相当な財産的規模と相応のファンドマネジャーが存在する法人でなければ事実上行うことは難しく、個々のFPが取り扱える分野ではない。

4 税理士法

FPは、顧客の収入、支出、資産、負債などに関するあらゆるデータを集め、包括的なライフプランを提案し、それを実行・援助する専門家であるから、税金の分野を避けては通れない。他方で、税務の専門家である税理士が存在しており、その職域は税理士法で確立されている。そのため、FPは、税理士業務の内容を十分認識しておかなければならない。

税理士法によれば、税理士または税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならないとされ、これに違反した場合は、2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する罰則規定が定められている。この税理士業務とは、他人の求めに応じ、租税法令等に基づく申告等について代理または代行する税務代理行為、税務書類の作成、税務相談を業として行うこととされ、これらの事務が税理士の専門職域となる。

なお、「業として行う」とは、その事務を反復継続して行い、または反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないものとされる。

FP業務との関係で問題が生じるのは、「業として行う税務相談」である。FP業務では、顧客から直接的あるいは間接的に税に関わる相談を受け、その回答を必要とする場面が多く想定されるが、有償・無償を問わず、この相談行為が税務相談として税理士法に抵触するおそれがある。

日本税理士会連合会によると、『業とする』とは、税務代理、税務書類の作成又は税務相談を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、営利目的の有無ないし有償無償の別

は問わないこととされており（基本通達2-1）、判例でも同様に解されている」（『新税理士法』税務経理協会刊・日税連編）。また、『税務相談』とは、税務官公署に対する申告等、税務官公署に対してする主張もしくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応じることをいう。（中略）『相談に応ずる』とは、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいうものであり（基本通達2-6）、単に仮定の事例に基づき計算を行うことまでは含まれない。また、一般的な税法の解説も税務相談には該当しない」（同書）とされている。

この日本税理士会連合会の見解によれば、FPが行う税の相談は、顧客のデータを参考にしつつも、具体的な数値から離れた事例に引き直し、その仮の事例に基づいて抽象的な税のプランニングを行うことのみが可能ということになる。顧客の要望に応えようとするあまり、具体的な税務相談を行ってしまい、税理士法に抵触することは、必然的にFPの信頼を失うことになるので避けるべきであり、FPとしては、必要に応じて、FP業務を理解している税理士と協働できる体制を構築しておくことが大切である。

5 土地家屋調査士法

土地家屋調査士法によれば、土地家屋調査士または土地家屋調査士法人でない者は、他人の依頼を受けて、不動産の表示に関する登記について必要な土地または家屋に関する調査または測量、その登記の申請手続の代理、筆界特定の手続の代理、それらの手続にあたって法務局または地方法務局に提出し、または提供する書類や電磁的記録の作成などを業として行ってはならないとされ、これに違反した場合は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する罰則規定が定められている。

つまり、土地や建物の所在、形状、利用状況等を調査し、図面の作成や表題登記の申請手続を行ったり、筆界特定の手続を行ったりする業務は、有償・無償を問わず、土地家屋調査士の独占業務とされている。

6 司法書士法

司法書士法によれば、司法書士または司法書士法人でない者は、他人の依頼を受けて、登記または供託に関する手続の代理、その手続にあたって法務局または地方法務局に提出し、または提供する書類や電磁的記録の作成などを業として行ってはならないとされ、これに違反した場合は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する罰則規定が定められている。

ただし、前述のとおり、不動産登記のうち、不動産の表示に関する登記は土地家屋調査士の独占業務となっており、所有権移転登記や抵当権設定登記などの不動産の権利に関する登記が司法書士の独占業務とされている。

7 不動産の鑑定評価に関する法律

不動産の鑑定評価とは、不動産（土地もしくは建物またはこれらに関する所有権以外の権利）の経済価値を判定し、その結果を価額に表示することをいう。

不動産の鑑定評価に関する法律によれば、不動産鑑定士でない者は、他人の求めに応じ、報酬を得て、不動産の鑑定評価を業として行ってはならないとされ、これに違反した場合は、6カ月以下の拘禁刑もしくは50万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する罰則規定が定められている。

なお、不動産の経済価値の判定を伴わない物件調査、例えば取引事例の収集や市場分析だけであれば、不動産鑑定士以外の者が行っても問題はないが、その調査に係る価格形成要因の分析を受けて、不動産の経済価値を判定し、その結果を価額に表示する場合には、不動産の鑑定評価に該当するものと考えられる。

8 弁護士法

例えば、顧客の抱える債務に関する相談（個人であれば住宅ローン、経営者であれば金融機関からの融資など）を受けた場合に、その整理方法・手段等の示唆を与えるとすれば、それは顧客の権利義務に関する事項になる。また、顧客に相続問題が発生し、遺言書の作成や遺産分割方法等について相談を受けたり直接関与したりするような場合にも、当該顧客の権利義務に関与してよいかという問題がある。

弁護士法によれば、弁護士または弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件および審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁もしくは和解その他の法律事務を取り扱い、またはこれらの周旋をすることを業として行ってはならないとされ、これに違反した場合は、2年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金に処する罰則規定が定められている。

FP業務において、弁護士法との関係で問題となりうるのは、「一般の法律事務」についてである。「一般の法律事務」については、弁護士と司法書士との業際問題の判例（埼玉司法書士会職域訴訟事件・1995年11月29日東京高裁判決）がある。この判例では、①弁護士の職務は昔から不動産登記および商業登記その他裁判外の「一般の法律事務」に及んでいたこと、②最高裁判例が既に「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義実現を使命とし、広く法律事務を行うことをその職務とするものであって、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講じられている」と論じていることに鑑み、「一般の法律事務」とは、広く法律事務全般を指しているとの判断を示した。また、法律事務の一分野に属する登記申請代理行為が、「一般の法律事務」として、弁護士の職務領域に含まれることも明らかであると判示した。

つまり、弁護士の専門職域は、具体的権利義務関係全般にわたる非常に幅広いものである。前述の顧客の債務整理や遺言書・遺産分割など、あるいはこれらの分野の具体的な法律相談は、弁護士の専門職域であるといわざるを得ない。

したがって、たとえFPが債務整理等に堪能であったとしても、実際に相談に乗ったり実行したりすれば、非弁行為として弁護士法に抵触すると判断されることになる。そのような事態を回避するためには、FP業務を理解している弁護士と協働するしかない。例えば、遺産分割の問題が生じた際には、相続に関する一般的な説明はFPが行い、債権債務関係の処理は弁護士に委ねるといった方が考えられる。

なお、弁護士法では、弁護士または弁護士法人でない者が法律事務の周旋をすることを業として行うことも禁じていることから、FPが顧客に弁護士を紹介し、顧客または弁護士から紹介料を受け取る行為も、弁護士法に抵触することになる。